

令和 7 年度

**地域密着型サービス整備事業者
【認知症対応型共同生活介護】**

**再公募
募 集 要 項**

令和 7 年 1 0 月

前 橋 市

1 応募の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の特性や利用者ニーズに応じて提供される多様で柔軟なサービスです。本市では「まえばしスマイルプラン」（老人福祉計画・第9期介護保険事業計画）に基づき、地域密着型サービスの普及と質の高いサービスの提供を図ることを目的とし、認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所を募集します。

2 公募する地域密着型サービス

事業種別	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
募集圏域	市内全域
整備数	【サテライト型による新設】又は【既存施設の増床】 定員9人（1ユニット）×2施設
留意事項	【サテライト型による新設】 ・市内に本体施設を有するサテライト型による新設に限ります。 ・空き家等の既存建物や地域の余裕スペースを活用した整備も可とします。 ※地域密着型介護予防サービスの指定も受けることを条件とします。

3 応募要件

(1) 応募資格

ア 事業者が法人格を有する者。

イ 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。

ウ 事業者及びその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。

エ 応募時点において、国税・県税・市税の滞納がないこと。

(2) 事業運営及び施設等整備

ア 原則として、令和7年度中（令和8年3月31日まで）に工事が竣工し、速やかに開設することができること。

イ 整備・運営計画は、前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日前橋市条例第42号）、前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月14日前橋市条例第47号）、その他関係法令・基準・通知を遵守したものであること。

ウ 計画する土地は、都市計画法、農地法、農振法、文化財保護法、その他の関係法令に支障がないことを関係機関に事前に確認した上で用地を選定すること。

エ 計画する土地は原則として災害レッドゾーン及び災害イエロージーンでないこと。

災害レッドゾーンとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地とする。また、災害イエロージーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

(ア) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

(イ) 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

A 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

B 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

C 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水浸水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

オ 計画する建物は、建築基準法、消防法、前橋市景観条例、その他の関係法令を遵守するとともに、補助財産の処分制限にかからないよう留意の上、これらを所管する関係機関と十分に協議を行ってください。

カ 計画する土地・建物は抵当権（根抵当権を含む）が設定されていないこと、又は開設するまでの間に抹消されることが確実であること。ただし、借入金を被担保債権とする抵当権（根抵当権を除く）は認めます。

キ 計画する土地・建物を賃貸借することも可とするが、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

ク 地元自治会や近隣住民に対し、整備に関する情報提供が確実に行われており、近隣住民の同意が確実に得られる見込みがあること。

(3) 入札・契約等

本事業の整備費補助金に係る契約において業者選定を行う場合、当該年度の前橋市建設工事競争入札参加資格審査を申請し、入札参加資格の認定を受けている市内事業者（前橋

市内に本店を有する者）を選定するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、準市内又は市外の事業者も選定できるものとする。

- ア 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事、設計委託等で、実績のある市内事業者がないとき
- イ 現に履行している業務に直接関連する契約で、現に履行中の準市内又は市外の事業者以外の者に履行させることが困難である等の合理的な理由があるとき
- ウ 履行可能な市内事業者が、2 者以上ないとき
- エ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

4 スケジュール

時期	項目
令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）	事前申込期限
令和 7 年 1 1 月 6 日（木）	質問受付期限
令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から 1 1 月 1 4 日（金）	応募書類受付期間
令和 7 年 1 1 月から令和 8 年 1 月	審査及び選考
令和 8 年 1 月	選定事業者決定

※諸般の事情により、スケジュールが変更する場合があります。

5 応募方法

(1) 事前申込連絡票の提出

令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 5 時までに事前申込連絡票を電子メール又は持参にて必ず提出してください。なお、事前申込連絡票を提出した後にやむを得ず辞退する場合は、速やかに書面で辞退届出書を提出してください。

(2) 応募書類受付期間

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）
午前 9 時から午後 4 時まで(時間厳守)

(3) 提出場所

前橋市役所 福祉部 長寿包括ケア課 長寿計画係（市役所 2 階 3 5 番窓口）

(4) 提出方法

あらかじめ応募書類受付期間開始前に提出日時を予約をした上で、提出書類を持参してください。郵送による受付は行いません。

(5) 提出書類等

提出書類一覧表【様式2】を参照

(6) 提出部数

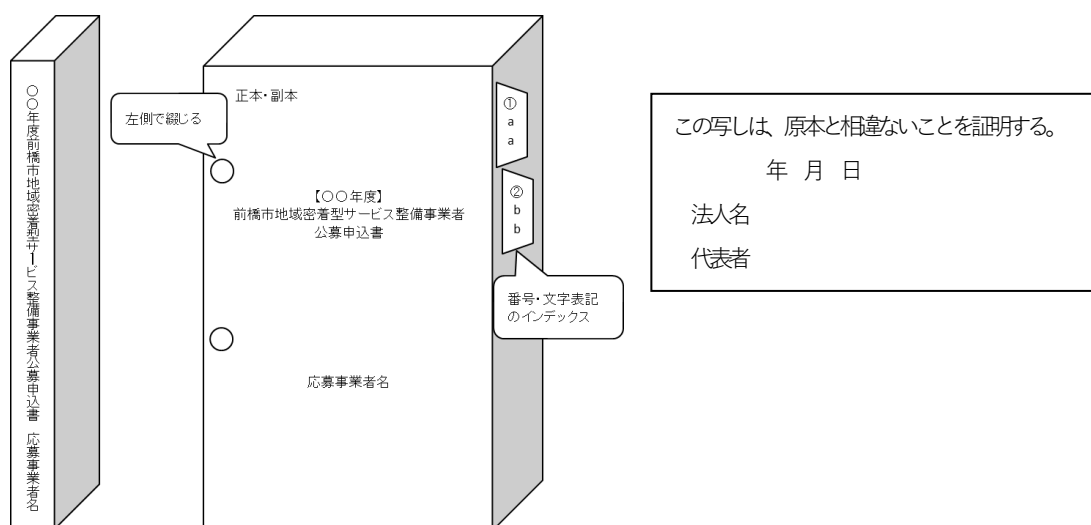
正本1部、副本10部（副本は、写しで可）

(7) 提出書類作成における留意事項

- ア 各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則としてA4サイズに統一してください。
ただし、図面等についてはA3横で作成することとし、A4サイズに折り込んで（Z折り）
ください。
- イ 項目ごとに番号・文字表記のインデックス付きの仕切り（白紙）を付けてください。
- ウ 各書類は片面印刷とし、ステープル等で綴じないでください。
- エ 提出書類は、提出書類一覧表【様式2】の項番順に並べ、仕切りを除く各書類の「下・
中央」に通しのページ番号を付番してください。
- オ 提出書類は左側に穴をあけ、A4縦のフラットファイルに綴じてください。
- カ 定款や契約書等の原本を提出できない書類については、写しの提出で構いませんが、
必ず原本証明をしてください。（正本のみで可）

【製本の例】

【原本証明の例】



(8) その他応募における留意事項

- ア この募集に関する一切の費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、
応募事業者の負担とします。
- イ 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ウ 応募書類の受付期間以降、事業者の都合による応募書類の変更、追加等は認められま
せん。ただし、市が必要と判断した場合は、書類の修正や追加資料の提出を求める場合があ
ります。
- エ 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、前橋市が責任を
負うものではありません。

6 質問の受付

(1) 受付期限

令和7年11月6日（木）午後5時まで

なお、10月17日（金）以降の質問は、事前申込連絡票を提出した事業者に限ります。

(2) 質問方法

ア 別紙「質問票」を電子メール又は持参により提出してください。電話、FAX及び口頭での質問は一切受け付けません。なお、メールによる場合は、電話で受信確認をしてください。

イ 質問は必ず応募事業者から行ってください（設計会社等からの質問は受け付けません）。

ウ 応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については、回答いたしません。

(3) 回答方法

質問事業者に対し直接回答するとともに、必要に応じて市ホームページにも掲載します。

7 選定方法

(1) 整備事業者の選定方法

ア 整備事業者は、書類審査、現地視察及びヒアリング等から「前橋市地域密着型サービス運営委員会」が総合的に審査を行い、その結果を踏まえて前橋市長が決定します。

イ 応募状況（応募者多数の場合など）によって、現地視察及びヒアリング実施前に書類選考を行う場合があります。

ウ ヒアリングには、代表者及び施設長予定者の出席をお願いします。

エ 審査の結果、整備事業者が決定されない場合もあります。

(2) 審査基準

ア 法人体制

法人の概要、基本理念、財政基盤、経営状況、運営実績 など

イ 事業計画

基本方針、利用者の受入れ、職員の確保、人材育成、看取り体制に関する事項 など

ウ 建設用地

土地の確保、他法令との関係、立地条件、周辺の状況 など

エ 建築計画

設備の配置、バリアフリー、プライバシー（職員を含む）、認知症ケアへの配慮など

オ 資金計画

初期費用、稼働率、人件費、運営資金、利用料金の設定 など

カ その他

地域との連携、医療機関との連携、虐待防止・身体拘束等の法令遵守体制、様々な災害への対策 など

(3) 審査結果

ア 応募申込者に対し審査の結果を文書で通知するとともに、ホームページに選定結果を公表します。そのため、電話等での問い合わせには一切応じません。

イ 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

8 禁止事項等

- (1) 次の事由に該当する場合は、応募を無効とします。
 - ・ 応募要件を満たしていない場合
 - ・ 提出書類に虚偽又は不正があることが明らかになった場合
 - ・ 本市が必要に応じて提出を求めた書類等を正当な理由なく拒んだ場合
 - ・ 選定に関して「前橋市地域密着型サービス運営委員会」の委員と接触したことが明らかとなった場合
 - ・ ヒアリングに出席しない場合（ただし、事前に出席できない旨の理由を明示した書面の届出があり、前橋市地域密着型サービス運営委員会がその理由についてやむを得ないものと認める場合は、この限りではありません。）
- (2) 次の事由に該当する場合は、選定を取り消す場合があります。
 - ・ 大幅な事業計画の変更を市の承諾を受けないで行った場合
 - ・ 計画どおりに人材の確保ができない場合等、開設に必要な条件を明らかに満たすことができないと市が判断した場合
 - ・ 事業者が、運営する他の介護サービス事業所において介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明した場合

9 事業者の指定

- (1) 本公募の選定をもって介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者情報の指定がされたわけではありません。そのため、開設日の45日前までに指定申請を行う必要があります。
- (2) 指定予定日の約10日前に現地確認を行うため、それまでに施設の竣工はもちろんのこと、備品等の納入・配置、掲示物等の掲載を終える必要があります。
- (3) 指定申請の際は、本公募書類に記載した内容を遵守しなければなりません。
- (4) 関係法令の規定の見直し等のやむを得ない事情により施設設計等を変更する場合は、必ず事前に本市と協議を行い、承諾を受ける必要があります。

10 補助金について

本公募において活用できる補助金は以下のとおりです。

ただし、国及び県の予算の範囲内で採択されるため、補助金が交付されない又は補助金額が変更される可能性がありますので、予め了承いただくとともに、資金計画は補助金の交付がない場合も想定して、余裕のある計画としてください。

(1) 整備費補助金

【参考】令和6年度群馬県地域医療介護総合確保基金事業による補助単価

事業種別	補助上限額
認知症対応型共同生活介護	【新設】 【増床】 39,600千円／施設

(2) 施設開設準備経費補助金

【参考】令和6年度群馬県地域医療介護総合確保基金事業による補助単価

事業種別	補助上限額
認知症対応型共同生活介護	989千円／定員

- (3) 補助金の交付決定前に着工を行った場合は、補助金は交付しません。
- (4) 建設工事請負業者は、本募集要項の「3応募要件(3)」のほか、本市の契約手続きに準拠し、整備事業者主催の競争入札により選定しなければなりません。なお、入札は本市担当者立会いのもと実施していただきます。備品等開設準備品の購入についても同様です。
- (5) 令和7年度中(令和8年3月31日まで)に工事が竣工しない場合、補助金の交付ができない場合がありますので、十分ご注意ください。万一、竣工日が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。
- (6) 補助金の交付は、当整備事業完了後の精算払いとなります。
- (7) 補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。)するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

※詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

関東信越厚生局のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/

kenko_fukushi/tetsuzuki.html

11 整備事業者の再公募

審査の結果、整備事業者が決定しなかった場合、応募自体がなかった場合、整備事業者が選定を取り消された場合は、再公募を行うことがあります。

12 その他の事項

諸般の事情により、整備事業者の選定審査等が対面ではなく、書面等によって行われる場合は、応募事業者へ別途審査方法等を事前に連絡します。

13 問い合わせ先

前橋市 福祉部 長寿包括ケア課 長寿計画係

電 話：0 2 7 - 8 9 8 - 6 1 3 4（直通）

メール：chouju@city.maebashi.gunma.jp